

関東地方整備局 令和5年度重点的安全対策（概要版）

同地方局ホームページに掲載されている
重点的安全対策を紹介します。

安全教育資料を更新してみませんか？

重点的安全対策として実施すべき主要内容

※赤字は令和5年度に追加した内容

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

①事前確認及び周知・指導の徹底
・種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。

②目印表示等の設置

・架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。【架空線対策】

③適切な誘導

・誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。

④アーム・荷台等は下げて移動

・必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。



II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

①適切な施工機械の選定及び使用

・適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

②誘導員の配置

・誘導員を適正に配置する。

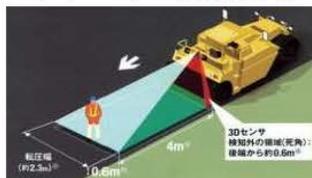
③作業員に対する作業方法の周知

・必要な作業手順を周知徹底する。

④点検・清掃時の安全確保

・点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



III. 足場・法面等からの墜落事故防止

①作業方法及び順序の周知

・墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

②墜落防止設備の設置、使用

・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。

③安全通路の設定、周知徹底

・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

・ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

【墜落制止用器具の使用】



IV. 地下埋設物の損傷事故防止

①事前調査、試掘の実施

・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。

・試掘は作業手順書を作成し実施する。

・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

②目印表示、作業員への周知

・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

③監視員の配置

・必要に応じて監視員を配置する。

【試掘による確認】



V. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

①適切な交通誘導

・交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

②交通関係法令の遵守

・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③運搬物の安定性の確保

・積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



VI. 事故防止

①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

・作業の基本となる手順を遵守させるとともに、I～Vの遵守事例について確実に実施するとともに、工事関係者に対して指導すること。

②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

③作業員に対する安全教育

④適正な工程管理

⑤交通安全管理

※「VI.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

I . 架空線等上空施設の損傷事故防止

①【事前確認及び周知・指導の徹底】

架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（場所・高さ等）、管理者を確認するとともに、オペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項について、指導を徹底する。また、準備作業時、予定外作業時及び土砂仮置き場等の工事現場から離れた場所までの運搬作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する。

②【目印表示等の設置】

架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置するとともに、必要に応じ、防護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、工事関係者に対して注意喚起を徹底する。

③【適切な誘導】

架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導を徹底する。

④【アーム・荷台等は下げて移動】

架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームや荷台・ブームを下げる（格納を含む）よう指導を徹底する。

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

①【適切な施工機械の選定及び使用】

建設機械作業に当たっては、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定する。また、建設機械の能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用の禁止を徹底する。特に、移動式クレーンにおいては、機体は水平に設置し、アウトリガーの適正な使用を徹底する。さらに、オペレーターに対して、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法等について、十分な教育を行い、適切な作業を実施することを徹底する。

②【誘導員の配置】

路肩・法肩等危険な場所での建設機械作業や人と建設機械との共同作業となる場合には、誘導員を適正に配置するとともに、誘導方法・合図等を確認し、オペレーターと誘導員が連携して人（作業員等）に対する安全を確保した上で建設機械を誘導し、作業を実施することを徹底する。

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

③【作業員に対する作業方法の周知】

建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知・徹底する。また、建設機械のオペレーターに対して、操作手順及び運転時の注意事項等に関する十分な教育指導を行い、人材の育成・確保に努める。

④【点検・清掃時の安全確保】

点検・清掃時の、運転停止、通電停止、起動装置施錠等の手順及び必要な措置について、作業員へ周知・徹底する。また 機械の機能を完全に停止した上で、点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

※ここでいう建設機械とは、人力で持ち運び、作業を行うような建設機械や工具等は除くものとする。

Ⅲ. 足場・法面等からの墜落事故防止

①【作業方法及び順序の周知】

足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して「墜落制止用器具(安全帯)」の着用など、作業方法や作業手順を周知徹底する。また、作業手順書等においては現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること。

②【墜落防止設備の設置、使用】

足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守により、墜落制止用器具(安全帯)を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。

③【安全通路の設定、周知徹底】

墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示する。

④【「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守】

「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第539条(H28.1.1施行)を遵守する。

IV. 地下埋設物の損傷事故防止

①【事前調査、試掘の実施】

当該工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち図面等の照会を必ず行うこと。

なお、作業に支障が生じる地下埋設物の存在が予想される箇所は立会依頼を必ず行うこと。また、試掘等により地下埋設物の確認を目視で行うこと。試掘に当たっては、作業手順書を作成し、必要に応じて探査機等による非破壊探査を併用することも検討する。埋設物付近の掘削作業は人力による先掘を実施するなど、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。

②【目印表示、作業員への周知】

工事関係者に埋設物位置を周知するため、目印表示等による埋設位置の明示を行い、作業員への周知を徹底する。

③【監視員の配置】

埋設物近接箇所において、バックホウ等の建設機械による掘削作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置する。

V. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

①【適切な交通誘導】

- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置する。
- ・事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。
- ・一般公道へはあらかじめ定められた場所、方法によって出入りする。

②【交通関係法令の遵守】

- ・現道を走行する車両は、交通関係法令（道路交通法、道路運送車両法、道路法）に適合したものであること。また、工事・業務関係車両運転手は交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③【運搬物の安定性の確保】

- ・交通関係法令を遵守し、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう 積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

VI. 事故防止

①【基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施】

作業の基本となる手順を遵守させるとともに、次の事例について確実に実施するとともに、工事関係者に対して指導すること。

(遵守事例)

I 架空線等上空施設の損傷事故防止

- 1 建設機械のアームをあげたまま移動しないこと。また、建設機械のオペレータ等に対し、留意事項について周知徹底すること。
- 2 ダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないこと。また、ダンプトラックの運転手に対し、留意事項について周知徹底すること。
- 3 重機旋回時に周囲の確認を行うこと。また、建設機械のオペレータ等に対し、留意事項について周知徹底すること。
- 4 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。
- 5 誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。(予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。)
- 6 建設機械のアームやダンプトラックの荷台を下げた状態の確認方法を作業計画書に明記し周知徹底すること。
- 7 架空線等上空施設の位置を明示する、目印、看板等を設置し、作業員に周知すること。

VI. 事故防止

II 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- 1 誘導員なしに建設機械等を後退させないこと。
- 2 作業員と建設機械の共同作業の時に誘導員を配置するとともに、作業員に対する危険が及ばなくなってから建設機械を誘導すること。また、誘導員及び作業員には合図・誘導の方法のほか、運転者の視認性に関する死角についても周知を図ること。
- 3 誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）
- 4 建設機械の使用について、取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底すること。
- 5 建設機械の点検・清掃方法は、作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。

III 足場・法面等からの墜落事故防止

- 1 墜落制止用器具（安全帯）の使用については、取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底すること。

VI. 事故防止

IV 地下埋設物の損傷事故防止

- 1 当該工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち図面等の照会を必ず行うこと。
- 2 試掘方法は、作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知すること。
- 3 目印表示等による埋設位置の明示を行い、作業員へ周知すること。
- 4 誘導員※の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）

※バックホウ刃先監視員等

VI. 事故防止

V 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

- 1 現道を走行する建設機械及び車両は、交通関係法令（道路交通法、道路運送車両法、道路法）を遵守すること。
- 2 工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、交通誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）
特に片側交互規制において第三者車両等を誘導する場合は、車両通過の確認方法や交通誘導員の合図・誘導方法を明確に定めること。
- 3 出発前に積荷の安全性を確認すること。また、積荷の固縛措置などの落下防止対策について作業手順書等で明確に定め 関係者に周知徹底すること。